



鳥取県公報

平成 23 年 10 月 7 日 (金)
第 8 3 3 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	住宅用火災警報器設置状況調査の実施 (570) (消防防災課) 2
	地びき網漁業に係る許可の申請期間 (571) (水産課) 2
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (572) (中部総合事務所福祉保健局) 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (573) (〃) 3
	土地改良区の役員の就退任 (574) (西部総合事務所農林局) 3
◇ 公 告	鳥取県林地開発条例の規定に基づく許可状況の公表 (西部総合事務所農林局) 4
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (西部総合事務所県土整備局) 5
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 5
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 6

告 示

鳥取県告示第570号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年10月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

住宅用火災警報器設置状況調査

2 調査の目的

平成23年6月から既存住宅を含む全ての住宅に設置が義務付けられた住宅用火災警報器について、県内の各市町村における設置状況を調査し、その結果を公表することにより、住宅用火災警報器の設置について県民の理解を促進するとともに、普及に向けた市町村等の取組を支援すること。

3 調査対象の範囲

県内全域の世帯主

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

- ア 居住している住宅の所有関係等
- イ 住宅用火災警報器の設置義務化についての認知状況
- ウ 住宅用火災警報器の設置状況及び今後の設置予定

(2) その基準となる期日

平成23年10月17日から同年11月18日までのいずれかの日

5 報告を求める者

住民基本台帳から無作為に抽出した6,320人

6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して調査票、住宅用火災警報器の設置義務化についての概要説明資料及び返信用封筒を郵送し、調査票を鳥取県に返送する方法で行う。

7 報告を求める期間

平成23年10月17日から同年11月18日まで

8 調査票情報の保存期間

平成25年3月31日までの間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページ等で公表する。

鳥取県告示第571号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第9条第2項の規定に基づき、東伯郡北栄町の地域において営まれる地びき網漁業に係る許可の申請期間を平成23年10月7日から同月24日までと定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年10月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第572号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年10月7日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社べるびゅー大栄	東伯郡北栄町六尾604-1	株式会社べるびゅー大栄	東伯郡北栄町六尾604-1	居宅介護、重度訪問介護	平成23年10月1日
社会福祉法人希望の家	倉吉市みどり町3576-1	希望の家	倉吉市みどり町3576-1	短期入所	〃
〃	〃	若竹の家	〃	〃	〃
〃	〃	つつじ作業所	〃	就労継続支援B型	〃
社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会	倉吉市葵町717-3	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会障害者自立支援居宅介護等事業所	倉吉市葵町717-3	同行援護	〃

鳥取県告示第573号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年10月7日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人希望の家	倉吉市みどり町3576-1	希望の家	倉吉市みどり町3576-1	短期入所	平成23年9月30日
〃	〃	若竹の家	〃	〃	〃

鳥取県告示第574号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大谷溜池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年10月7日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

理 事	岡 田 聰	西伯郡大山町神原192-1
〃	尾 崎 行 弘	西伯郡大山町野田35-1
〃	金 田 惠 實	西伯郡大山町長田145
〃	田 中 満 信	西伯郡大山町莊田74
〃	綾 木 正 仁	西伯郡大山町莊田670
〃	鳥 橋 幸 人	西伯郡大山町妻木577
〃	遠 藤 有 章	西伯郡大山町妻木968
〃	谷 上 弘 治	西伯郡大山町安原152
〃	諸 遊 壤 司	西伯郡大山町安原126
〃	谷 野 透	西伯郡大山町富岡21
〃	長谷川 俊 一	西伯郡大山町保田10
〃	谷 野 勝 利	西伯郡大山町平田97
〃	田 中 茂	米子市淀江町今津50-1
〃	山 手 榮 三	米子市淀江町今津376
〃	出 口 保 夫	米子市淀江町淀江245-4
〃	亀 山 康 夫	米子市淀江町淀江907

平成23年5月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	岡 田 聰	西伯郡大山町神原192-1
〃	尾 崎 幹 男	西伯郡大山町野田31
〃	奥 田 勇 治	西伯郡大山町長田305
〃	来 海 誠	西伯郡大山町莊田104-3
〃	綾 木 正 仁	西伯郡大山町莊田670
〃	鳥 橋 幸 人	西伯郡大山町妻木577
〃	遠 藤 有 章	西伯郡大山町妻木968
〃	谷 上 弘 治	西伯郡大山町安原152
〃	池 島 義 廣	西伯郡大山町安原161-1
〃	谷 野 透	西伯郡大山町富岡21
〃	長谷川 俊 一	西伯郡大山町保田10
〃	谷 野 宣 明	西伯郡大山町平田140
〃	山 中 肇	米子市淀江町今津343
〃	灘 脇 操	米子市淀江町今津381-3
〃	橋 本 勝	米子市淀江町淀江939-1
〃	亀 山 康 夫	米子市淀江町淀江907

平成23年5月22日就任 任期4年

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成23年10月7日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の住所 又は主たる事務所の 所在地	開発行為を 行う土地の 所在地	開発行為 の目的	変更後の内容				開発行為 の変更の 許可年月 日
				土地の面積			開発行為 の工期	
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
美保テクノス 株式会社 代表取締役 野津 一成	米子市 昭和町 25	西伯郡伯耆 町福島、二 部、畑池地 内	真砂土の 採取及び 建設発生 土受入場 の設置	19.9650 ヘクター ル	17.7846 ヘクター ル	15.4229 ヘクター ル	平成23年 9月29日 から平成 28年9月 28日まで	平成23年 9月21日

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成23年10月7日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名称及び代表 者の氏名	主たる事務所の所 在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及 び面積	採取をする岩 石の種類及び 数量	採取の期間	
美保テクノス 株式会社 代表取締役 野津 一成	米子市昭和町25	西伯郡伯耆町畑池 字射矢谷尻2628－ 1外9筆（132,837 平方メートル）	風化花崗岩 （363,984立方 メートル）	平成23年9月 29日から平成 28年9月28日 まで	平成23年9月26日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成23年10月7日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成23年11月15日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
 - この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成23年10月7日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成23年11月3日 午前9時から正午まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成23年11月12日 午前9時から正午まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	6人

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成23年11月18日 午前9時から正午まで	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等射撃	大口径ライフル銃等射撃に適合する実包	6人

3 講習課目

- (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 猟銃の射撃
 - ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
 - イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続
 - 所定の受講申込書を受講日の 10 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 12,300 円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
 - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
 - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
 - (3) 技能講習通知書
- 7 その他
 - 詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話 0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。